

# 第1回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会 次 第

日 時 平成20年1月21日(月)  
10時00分から11時50分まで

会 場 関内駅前第二ビル 2階特別会議室

## 次 第

「景観表彰制度の内容について」(審議)

### 第1部

- 1 開会
- 2 部会委員紹介
- 3 議事

(1) 部会の構成及び運営について

- ア 部会長代理の指名
- イ 会議の公開・非公開の決定

(2) 景観表彰制度の募集要項の内容及び選考方法について

### 4 その他

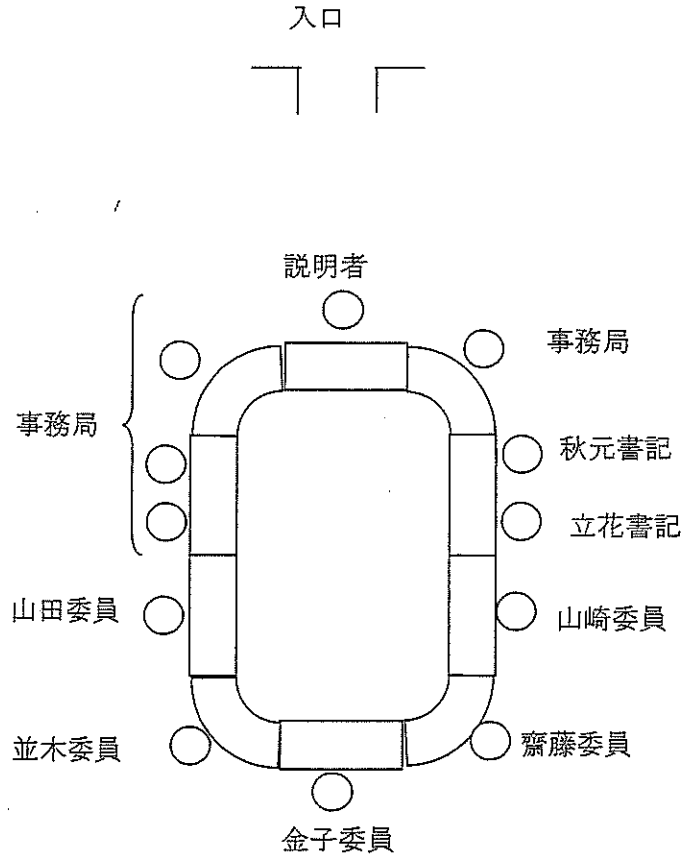
引き続き第2部として、地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会開催

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会名簿

		氏 名	現 職 等
1	委員	金子 修司	横浜商工会議所
2	"	齋藤 裕美	株式会社SOHO代表取締役 (空間デザイン)
3	"	佐々木 葉	早稲田大学理工学部社会環境工学科教授
4	"	並木 直美	株式会社並木設計代表取締役 (ランドスケープアーキテクト)
5	"	山崎 洋子	作家
6	"	山田 裕子	公募市民
7	書記	立花 誠	横浜市都市整備局都市づくり部長
8	"	国吉 直行	横浜市都市整備局上席調査役イグゼクティブアーバンデザイナー
9	"	秋元 康幸	横浜市都市整備局都市デザイン室長

# 【第1回横浜市都市美対策審議会座席表】

会場 関内駅前第二ビル 2階特別会議室



## 第1回

### 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会

#### ■ 資料 ■

- 都市美対策審議会表彰広報部会及び地域まちづくり推進委員会表彰  
部会委員名簿……………資料1
- 都市美対策審議会表彰広報部会設置要綱……………資料2

#### <議 題>

「景観表彰制度の内容について」

- ・横浜・人・まち・デザイン賞について……………資料3
- ・スケジュール（案）……………資料4
- ・審査選考方法のフロチャート……………資料5
- ・過去の横浜まちづくり顕彰事業表彰対象一覧……………資料6

■ 横浜市地域まちづくり推進委員会  
表彰部会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
委 員	きたに かずえ 佐谷 和江	株式会社計画技術研究所 代表取締役 (まちづくり)	専門委員
	たかみざわ みのる 高見沢 実	横浜国立大学大学院准教授 (都市計画)	推進委員会 委員長指名 委員
	たけや やすお 竹谷 泰生	市民委員	推進委員会 委員長指名 委員
	なみき なおみ 並木 直美	株式会社並木設計 代表取締役 (ランドスケープ)	推進委員会 委員長指名 委員
	よしだ ようこ 吉田 洋子	株式会社 宅地開発研究所取締役・技術副本部長 (まちづくり)	推進委員会 委員長指名 委員

■ 横浜市都市美対策審議会  
表彰広報部会 委員名簿

	氏 名	現 職 等
委 員	かね こしゅうじ 金子 修司	横浜商工会議所
	さいとう ひろみ 齋藤 裕美	株式会社SOHO代表取締役 (空間デザイン)
	さきき よう 佐々木 葉	早稲田大学理工学部社会環境工学科教授
	なみき なおみ 並木 直美	株式会社並木設計代表取締役 (ランドスケープアーキテクト)
	やまざき おうこ 山崎 洋子	作家
	やまだ ゆうこ 山田 裕子	公募市民

## 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会設置要綱

制 定 平成19年12月19日 局長決裁

### (設置)

第1条 横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年7月横浜市条例第35号)第8条第1項の規定により、横浜市都市美対策審議会に表彰広報部会を設置する。

### (招集等)

第2条 表彰広報部会は、横浜市都市美対策審議会運営要領第12条第2項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等表彰広報部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、表彰広報部会の会議に代えることができる。

### (審議事項)

第3条 表彰広報部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号)第17条の規定に基づく表彰を行うために必要となる事項
- (2) 魅力ある都市景観を創造するための広報等に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (審議意見)

第4条 表彰広報部会の意見は、部会長が取りまとめる。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰広報部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

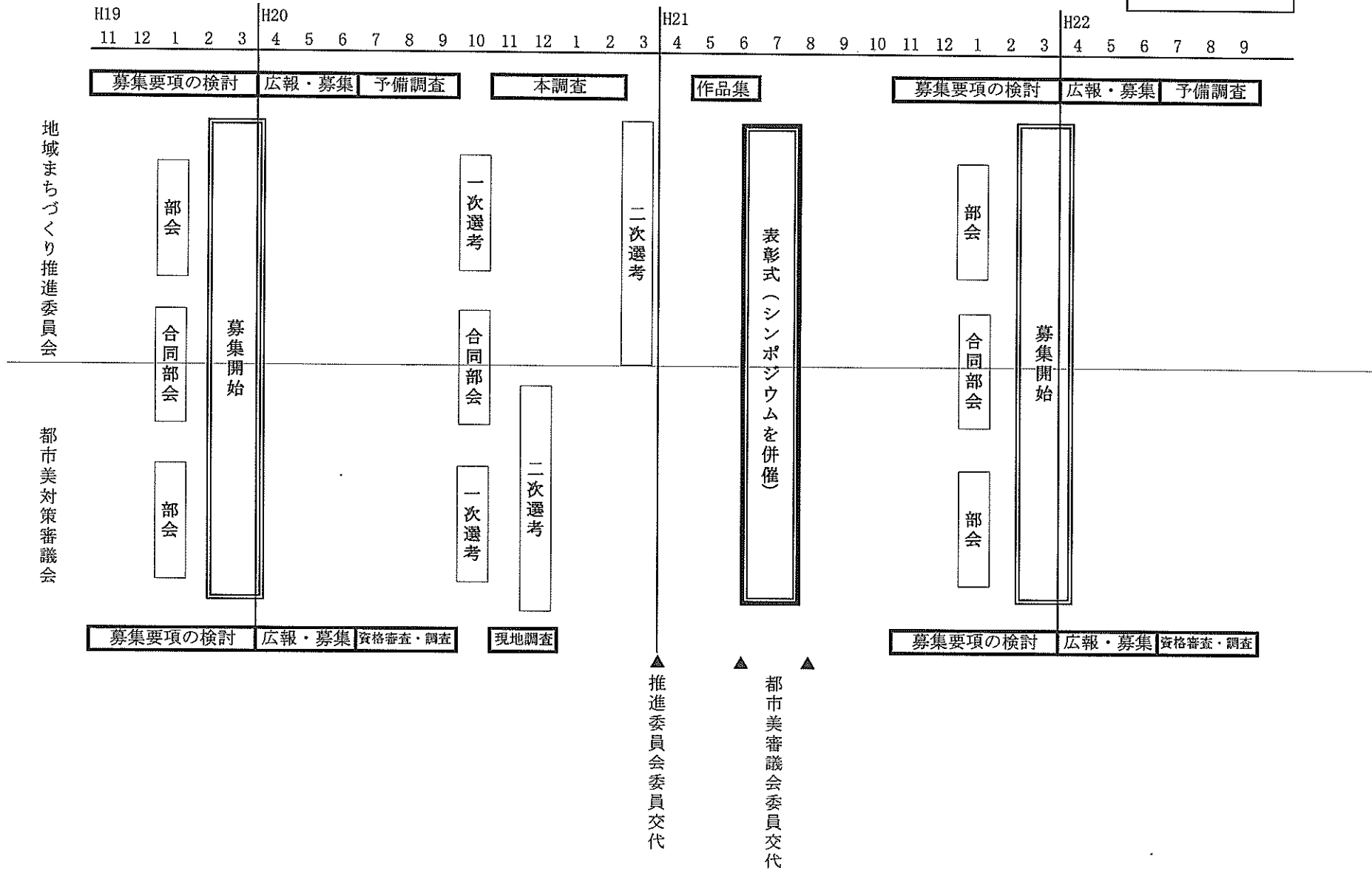
1 この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

## ■ 横浜・人・まち・デザイン賞について

事業名		横浜・人・まち・デザイン賞（第4回～）として再開	
目的		● 地域の個性を生かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる取組、まちなみを構成する建築物等を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与することを目的とします。	
経過		● 昭和60年度から実施していた「横浜まちなみ景観賞」と「横浜まちづくり功労賞」の2つの表彰制度を平成11年度に「横浜まちづくり顕彰事業」として統合し、「横浜・人・まち・デザイン賞（まちなみ景観部門、まちづくり活動部門）」という名称で隔年の募集により3回実施してきました。両部門の根拠となる条例の策定に伴い募集を休止していましたが、条例の制定を受けて、5年ぶりに再開することとなりました。	
部門		まちなみ景観部門	地域まちづくり部門（旧 まちづくり活動部門）
根拠法令		● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる	● 横浜市地域まちづくり推進条例第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。
対象		● 周辺の建築物や歴史的景観、自然環境、緑地等、地域の個性と魅力を創り出している「まちなみ」、「建築物」又は「工作物」 ● 表彰は、応募対象に係る事業者、設計者又は施工者等に対して行います。	● 地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する「地域まちづくり」 【地域まちづくり推進条例第2条第1項】 (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。 ● 応募案件を支援した個人又は団体も同時に表彰できることとします。
応募要件		● 横浜市内の「まちなみ」 ● 横浜市内に存する建築物又は工作物で、築造後概ね10年以内のもの ● 過去に「横浜まちなみ景観賞」、「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」で表彰されたものは対象外とします。	● 横浜市内における「地域まちづくり」活動の主体である団体であること。 ● おおむね3年以上の取組実績があること。
応募方法等		● 記載事項 「まちなみ」、「建築物」、「工作物」又は「個人、団体等」の名称、所在地、応募・推薦理由、付近の見取り図 ● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問	● 記載事項 活動団体名、応募・推薦理由、連絡先、活動概要 ● 複数の応募も可
選考基準		① 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ② まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④ 横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤ 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥ その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの	① 公共性（地域社会への貢献） ② 積極性 ③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④ 創意工夫 ⑤ 今後の活動の継続性・発展性
選考方法	1次選考（非公開）	● 次の点について、都市美対策審議会表彰広報部会及び地域まちづくり推進委員会表彰部会が合同で審議します。 ① 応募部門を変更した方がよいと考えられる案件の取扱い ② 両部門で応募があった案件の取扱い ● 選考委員は、部会委員及び書記(1名)とします。 ● 選考委員は、応募書類と現地調査結果報告書に基づき、各自で20件程度の候補を挙げて部会に報告し、10件程度選考します。選考したものを現地調査し、審議会へ提案します。	
	2次選考（非公開）	● 都市美対策審議会委員で、表彰案件を5件程度選考します。	※ 1次選考を通過した地域まちづくりに取り組んでいる団体には、選考に必要な内容を記載した書類を提出していただきます。 ● 表彰対象案件を5件程度選考します。 ● 表彰対象案件の取組を支援した個人又は団体も同時に表彰対象とするか審議します。
結果の公表		● 2次選考終了後、市長による決定を経て、速やかに公表します。 ● 表彰対象案件について、各委員は講評を作成し、事務局から送付します。	
副賞		● 予算措置を含め検討中	● 賞金を検討中

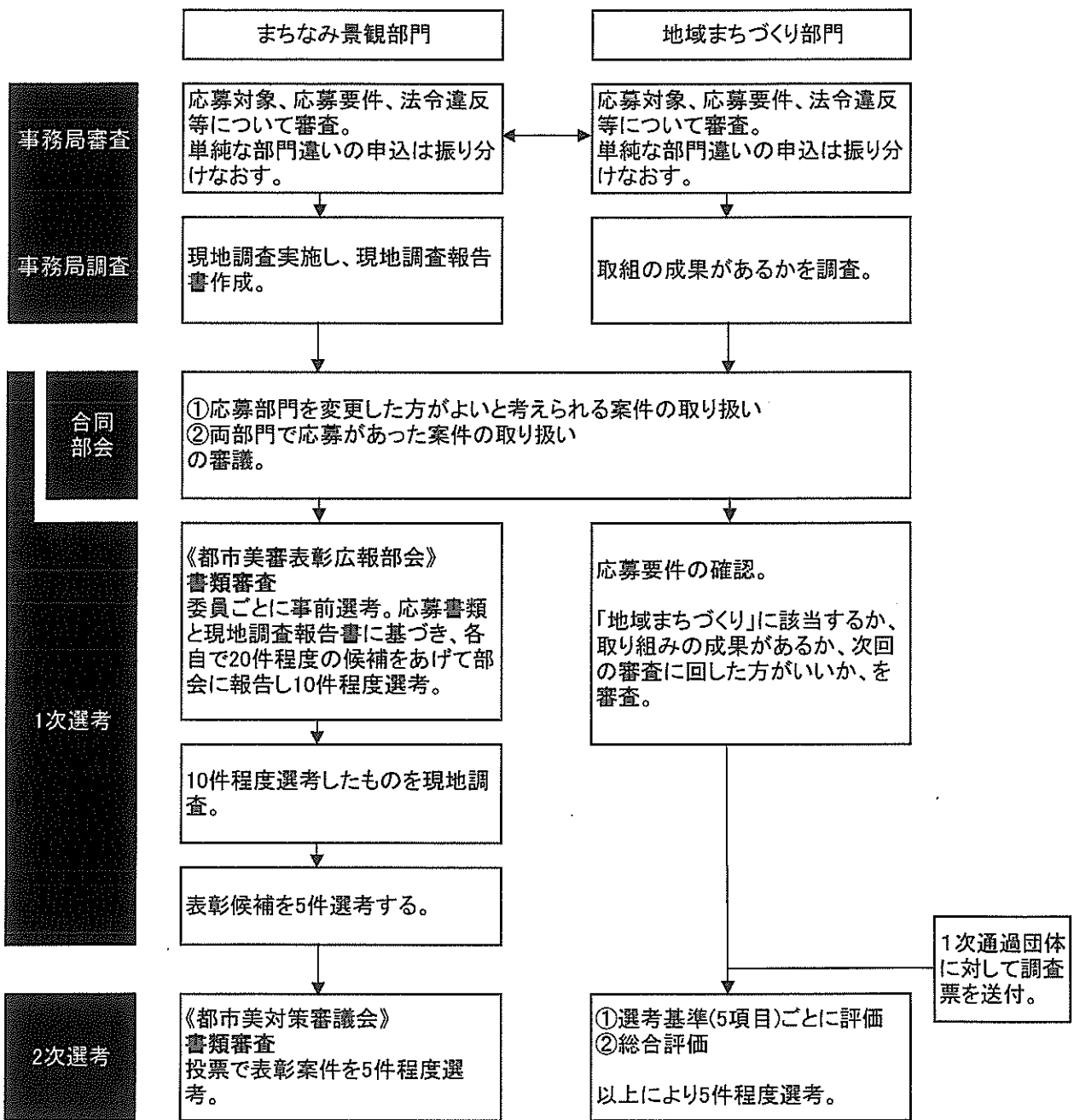
■ スケジュール (案)

資料4





# 審査選考方法のフロチャート



## 横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門

	番号	名称【所在地】	表彰理由
第1回 H11年度	1	<b>横浜ワールドポーターズ ナビオス横浜と運河パーク</b> 【中区新港町】	赤レンガ倉庫などの歴史性との調和に配慮した建物計画やデザインにより、海辺の特性を活かした楽しい空間となっている。
	2	<b>山手111番館と ローズガーデン</b> 【中区山手町】	歴史的建造物の活用と市の花であるバラをテーマにした庭園が一体となって、山手の新しい魅力をつくりだしている。
	3	<b>洗手亭</b> 【中区山下町】	地域の発案・協力のもとで中華街らしいデザインの公衆トイレとなっている。
	4	<b>大原隧道</b> 【南区清水ヶ丘】	特徴あるデザインの坑門をもつ昭和初期の隧道を活かしたプロムナードとして整備している。
	5	<b>横浜ベイサイドマリーナシーポート、レストラン、ファクトリーアウトレッツと水際線プロムナード</b> 【金沢区白帆町】	ファクトリーアウトレットやレストランなどの商業施設とプロムナードが一体となったマリーナらしい空間づくりがされている。
	6	<b>富岡川せせらぎ緑道</b> 【金沢区富岡西】	住宅街のなかの小空間を生かした快適な歩行者空間がつくりだされている。
第2回 H13年度	1	<b>カトリック横浜司教館</b> 【中区山手町】	歴史的建造物の移設保存による有効活用と、敷地内にあるカトリック山手教会聖堂や隣接してあるカトリック横浜司教館別館ともに連続した魅力ある歴史的景観をつくりだしている。
	2	<b>横浜情報文化センターと 横浜地方・簡易裁判所</b> 【中区日本大通】	歴史的建造物を保存活用した二つの建物が日本大通を挟んで向かい合うことにより、横浜の歴史性と調和した景観をつくりだしている。
	3	<b>グランシア港北の丘</b> 【都筑区大丸町】	大規模な低層の共同住宅郡が周囲に解放されて建設されており、また、敷地内の小空間を活かした水辺など憩いの場を設け住民のコミュニケーションに対する工夫もされている。
	4	<b>辺洲橋下流の水辺拠点</b> 【栄区上郷町】	水辺拠点づくりを進める上で、ワークショップによる地域の意見を取り入れながら、河川と公園区域が連続して一体となった自然を活かした快適な親水性のある空間づくりがされている。
	5	<b>中丸家長屋門とその周辺</b> 【泉区新橋町】	所有者の歴史的建造物への保存活動に合わせ、河川改修や広場整備などが一体となり、新たな魅力的な空間をつくりだしている。
第3回 H15年度	1	<b>日産自動車横浜工場ゲストホール・エンジン博物館</b> 【神奈川区宝町2】	工場地帯に立地する歴史的建造物である事務所ビルを保全活用し、開かれた施設の整備を行ったことで、親しみやすい地域の歴史を象徴した景観を創り出している。
	2	<b>横浜港大さん橋国際客船ターミナル</b> 【中区海岸通1-1】	横浜の海の玄関口として、波のような曲面からなる個性的なデザインを持ちながら建物の高さを抑えて、停泊する船や海への景観と調和させている。また、上部に広く取られたオープンスペースは、港の新しいビューポイントを創り出している。
	3	<b>日本郵船歴史博物館</b> 【中区海岸通3-9】	関内地区を代表する歴史的建造物である事務所ビルを保全活用し、博物館として公開することで歴史的な景観を保全し、多くの来館者による地域の賑わいも創り出している。
	4	<b>馬車道的气体</b> 【中区港町～本町】	日本のガス灯発祥の地として、歴史ある街並みを再生するため、クラシックで暖かみのあるガス灯を地元商店街の手により復活させ、個性あふれる夜景演出をしている。
	5	<b>フェリス女学院中学校・高等学校 1号館</b> 【中区山手町178】	新築の校舎外観の一部に、旧校舎の外観を復元することで、山手地区の落ち着いた佇まいと歴史的な景観を保全している。
	6	<b>マーマしのほら保育園</b> 【港北区篠原町974-25】	横浜の歴史を感じさせることを意図したレンガを使用した建築物で、地域住民との協働で創り出されたデザインや色彩は個性的でありながら、地域に開かれた場を形成し、親しまれている。
	7	<b>天王森泉公園</b> 【泉区和泉町300】	水田と里山が広がる田園景観の中で、かつて盛んであった製糸産業の遺構である歴史的建造物の保全活用と雑木林、豊富な湧水を活かした公園を整備したことで、地域固有の景観を継承し、賑わいの場を創り出している。

横浜・人・まち・デザイン賞 まちづくり活動部門

	番号	名称【活動地域】	表彰理由	受賞者
第1回 H11年度	1	環境エネルギー館の整備・運営【鶴見区】	情報発信を目的に、環境、エネルギー、都市問題を体験学習できる施設を整備した。	・東京ガス(株)
	2	横浜駅西口振興活動【西区】	横浜駅西口地区の振興を図ることを目的に、イベントや勉強会を開催している。また横浜駅西口40周年記念事業として派出所を整備し、神奈川県警に寄贈した。	・横浜駅西口振興協議会
	3	都心部を中心にした歴史を生かしたまちづくり啓発活動【中区、西区を中心】	歴史を生かしたまちづくり、ひとづくりを目的に、横浜の歴史的特性を伝えるガイドを実施し、ガイドの育成、マップの作成などを行っている。	・横浜シティガイド協会
	4	仲町台駅周辺まちづくり啓発活動【都筑区】	仲町台駅周辺の新たな魅力や住民交流の場の創出を目的に、ハード、ソフトの整備を受け持つ団体が連携をとりながら、まちづくりを推進している。	・仲町台商業振興会 ・仲町台駅前センター街づくり協定運営委員会 ・地域作業所「ワークアシスト仲町台」
	5	横浜駅西口駅前再開発事業【西区】	横浜駅西口駅前の3つの街区を統合し、高層ビルを建設。土地の有効利用を図るとともに、バスターミナルやデッキ、地域冷暖房の整備などを行った。	・横浜駅西口駅前再開発協議会
	6	元町仲通りまちづくり活動【中区】	県下で初めての「街並み誘導型地区計画」を都市計画決定し、街づくり協定を締結するなど、魅力あるまちづくりを推進している。	・元町仲通り会
第2回 H13年度	1	鶴見西口オープンカフェの運営【鶴見区豊岡町】	違法駐輪対策、交流・憩いの場の提供などを目的に、商店街と市民ボランティアが協働し、鶴見駅西口モールで定期的にオープンカフェを実施している。魅力的な駅前空間が生まれ、ボランティアなどの人材が育っている。	・鶴見西口オープンカフェ協議会
	2	横浜弘明寺商店街のまちづくり活動【南区弘明寺町】	門前町の商店街として、アーケードの改築や道路特殊舗装などの再整備を行ったほか、活性化のための様々な取り組みや地域活動・市民活動と協力・連携した活動などを行っており、多くの交流が生まれている。	・横浜弘明寺商店街協同組合
	3	新横浜町内会のまちづくり活動【港北区新横浜 1・2・3丁目】	商工、防災、美化リサイクルなど様々な分野で活発な活動を行っている。またワールドカップの開催に際し、来街者が迷わないためのサイン付きフラワースタンドの設置やイベントの実施、フーリガン対策の取り組みなど積極的に行った。	・新横浜町内会
	4	モザイクモール港北の建設と運営【都筑区中川中央】	地権者48人の共同化によりモザイクモール港北を整備し、観覧者を組み込んだ建物は港北ニュータウンのランドマークとなっている。また、竣工後も都筑の古民具展や昔の写真店を開催するなど、地域に根ざした文化催事を行っている。	・仲町台商業振興会 ・第一共同開発(株) ・株モザイク開発
	5	都筑民家園を巡る活動【都筑区大柵西】	歴史的建造物である古民家を愛護会と、市民ボランティアが連携して、管理・運営、活用する事により、まちづくりの歴史や、地域の魅力が伝えられている。また、地域コミュニティが醸成され、世代間交流、国際交流などが行われている。	・都筑民家園愛護会
第3回 H15年度	1	自然を生かした公園でのプレイパーク運営【神奈川区片倉うさぎ山公園あそびの森】	公園の建設に伴い、地域ぐるみで施設の計画や利用の決まりなどについて話し合い、子供の遊び場や多目的広場など地域住民の意見反映に尽力し、公園開園後も「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにプレイパークを運営している。	・片倉うさぎ山公園あそび場管理運営委員会
	2	東神奈川駅東口地区市街地再開発事業の実現【神奈川区東神奈川】	再開発事業により地区の防災性の向上に寄与するとともに、施設建築物内の保育所、自転車駐輪場、駅前広場、駅及び隣接する福祉施設等整備事業・東神奈川駅前地区優良建築物等整備事業と接続するデッキの整備を行なうなど、地域のまちづくりに貢献した。	・東神奈川駅東口地区市街地再開発組合
	3	商店街の空き店舗活用による地域コミュニティ活動【保土ヶ谷区西谷商店街】	出店者で組織する運営委員会によって、空き店舗を活用した市民参加型チャレンジショップを黒字で運営し、他の商店街のモデルともなっている。また、出店者による「教室事業」を行なうなど、周辺住民の世代間交流の場を商店街に創出し、商店街の活性化に寄与している。	・西谷商栄会 井戸ばた倶楽部@nishiya
	4	旭ジャズまつりの企	「恵まれた自然環境の中、ジャズを媒介として、世代を超え	旭ジャズまつり実行委

	<b>画・運営</b> 【旭区 大池・こども自然公園野球場 ほか】	た共有の場をつくり、コミュニケーションの輪をひろげる」ことをテーマに掲げ、郊外部の公園の新たな利用として市民手づくりのイベントを実行し、永年にわたり地域の活性化に寄与している。	員会
5	<b>横浜自然観察の森の案内・調査・環境管理活動</b> 【栄区 横浜自然観察の森】	自然を愛する人々が自然と親しみ、自然に学ぶために交流する場の創出、自然を守り育てる活動の支援、自然保護思想の普及などを目的とし、自然観察の森を訪れる人々のガイドや各種の調査など、幅広く長期にわたる活動が自然を愛し自然に学ぶ人の輪を広げている。	・横浜自然観察の森友の会
6	<b>都市防災の研究・提言・知識の普及活動</b> 【全市】	防災と福祉を専門とした全国初の市民団体として、「高齢者の防災対策の現状と課題」等の調査研究を行うとともに、「防災福祉マニュアル」の作成、「自主防災組織リーダー養成講座」、三世帯参加型「親子防災デイキャンプ」開催など、市民の防災意識向上に努めている。	・特定非営利活動法人 都市防災研究会

横浜まちなみ景観賞

	番号	名称【所在地】	事業主、設計者、施工者
第1回 S60年度	1	馬車道モール	(事業主)馬車道商店街協同組合 (設計者)(株)高橋志保彦建築設計事務所 (施工者)東亜道路工業(株)、(株)コトブキ
	2	イセザキモール	(事業主)伊勢佐木1・2丁目地区商店振興組合、伊勢佐木3・4丁目商店街振興組合 (設計者)(株)環境開発研究所、(株)竹中工務店東京本店 (施工者)(株)竹中工務店横浜支店
	3	元町ショッピングストリート	(事業主)協同組合元町SS会 (設計者)大成建設(株)横浜市店、(株)URU建築総合研究所 (施工者)大成建設(株)横浜支店
	4	横浜駅西口周辺地区	(事業主)横浜駅西口周辺地区整備協議会 (設計者)(株)楨総合計画事務所 (施工者)(株)大林組・相鉄建設JV
	5	関内駅周辺地区	(事業主)[関内駅舎改修]日本国有鉄道東京第二工事局 [駅周辺道路整備]横浜市 (設計者)[関内駅舎改修]日本国有鉄道東京第二工事局 [駅周辺道路整備](株)現代計画研究所 (施工者)[関内駅舎改修](株)間組横浜支店 [駅周辺道路整備](株)加藤組・日成建設(株)JV
	6	若葉台団地	(事業主)神奈川県住宅供給公社 (設計者)[全体計画](株)市浦都市開発建築コンサルタンツ [色彩計画](株)エム・ティ・クリエイティブ [商業地域計画](株)梓設計 (施工者)約50社
	7	能見台東急分譲住宅地	(事業主)東急不動産(株) (設計者)東急不動産(株) (施工者)東急建設(株)
	8	真空理工(株)本社工場	(事業主)真空理工(株) (設計者)(株)アーツ&クラブ建築研究所 (施工者)安藤建設(株)横浜支店・大成建設(株)横浜支店JV
	9	横浜港湾作業(株)本社ビル	(事業主)横浜港湾作業(株) (設計者)(株)松本陽一設計事務所 (施工者)住友建設(株)横浜支店
	10	大佛次郎記念館	(事業主)横浜市 (設計者)(株)浦辺寒竹事務所 (施工者)清水建設(株)横浜支店
	11	横浜新都市ビル	(事業主)横浜新都市センター(株)、(株)横浜スカイビル (設計者)三菱地所(株)・(株)石本建築設計事務所JV (施工者)横浜新都市センタービル新築工事JV (19社) 他
	12	大倉山記念館	(事業主)横浜市 (設計者)(株)環境開発研究所 (施工者)(株)竹中工務店横浜支店
	13	谷戸橋公衆便所	(事業主)横浜市 (設計者)(株)須山建築設計事務所 (施工者)(株)神谷建設
	14	開港広場	(事業主)横浜市 (設計者)(株)高橋志保彦建築設計事務所 (施工者)横浜植木(株)・(株)濱田園JV
	15	ジョイナスの森彫刻公園	(事業主)相模鉄道(株) (設計者)(株)松田平田坂本設計事務所 (施工者)(株)南房植物園横浜営業所
	16	大岡川フロムナード	(事業主)横浜市 (設計者)(株)AUR建築・都市計画コンサルタント (施工者)寿建設工業(株)、馬淵建設(株)、青野建設(株)、トーヨー(株)

	17	夕照橋及び橋詰公園	(事業主)横浜市 (設計者)[橋梁]五洋建設(株)横浜支店 [公園設計]創和エクステリア(株) [親柱製作](株)オノデザインオフィス (施工者)[橋梁]五洋建設(株)横浜市店、川田工業(株)東京本社 [公園](株)田辺造園
	18	金沢シーサイドタウン団地サイン	(事業主)住宅・都市整備公団関東支社 (設計者)(株)GK設計 (施工者)(株)スズオカ、岩崎電気(株)
	19	地下街「ポルタ」の彫刻群	(事業主)(財)横浜駅東口開発公社 (製作者)新宮晋(光の雨)、佐藤忠良(少女)、 井手宣通+ルイ・フランセン(よこはまの詩)
第2回 S62年 度	1	コモンシティ湘南六浦	(事業主)コモンシティ湘南六浦管理組合、積水ハウス(株)横浜営業所 (設計者)積水ハウス(株)横浜営業所 (施工者)積水ハウス(株)横浜営業所
	2	山下公園通り テラス・ハックベリー	(事業主)山下公園通り会 (事業主)古屋合資会社 (設計者)(株)竹中工務店東京本社 (施工者)(株)竹中工務店横浜支店
	3	岩崎博物館	(事業主)学校法人岩崎学園 (設計者)瀬尾武志(SEO建築事務所) (施工者)三井建設(株)横浜支店
	4	横浜港シンボルタワー	(事業主)横浜市 (設計者)(株)国建築事務所 (施工者)奥村・関建設共同企業体
	5	横浜人形の家	(事業主)横浜市 (設計者)(株)板倉建築研究所 (施工者)竹中・日成建設共同企業体
	6	史跡称名寺庭園	(事業主)横浜市 (設計者)史跡称名寺境内保存整備委員会 (施工者)藤造園建設(株)
	7	横浜STビル	(事業主)住友生命保険相互会社、戸田建設(株)、戸田不動産(株) (設計者)戸田建設(株) (施工者)戸田建設・相鉄建設共同企業体
	8	倉部谷戸遊歩道	(事業主)新生町内会(愛護会)、横浜市 (設計者)高野ランドスケーププランニング(株) (施工者)日機道路(株)、川原造園(株)
	9	西谷浄水所周辺プロムナード	(事業主)横浜市 (設計者)(株)総合設計研究所 (施工者)岳南建興(株)、大雄建設(株)、生駒造園土木(株)
	10	ライトアップヨコハマ	(事業主)ヨコハマ夜景演出事業推進協議会
第3回 H元年度	1	パークシティ本牧	(事業主)三井不動産(株) (設計者)三井建設(株) (施工者)三井・関・五洋・熊谷・奥村建設共同企業体
	2	大倉山エルム通り	(事業主)大倉山西口商業共同組合 (設計者)鹿島建設(株)横浜支店 (施工者)鹿島道路(株)
	3	かしの木台ハイツ しいの木台ハイツ	(事業主)神奈川県住宅供給公社(かしの木台ハイツ) 横浜市住宅供給公社(しいの木台ハイツ) (設計者)(株)日建ハウジングシステム (施工者)飛島・富士工・山岸建設共同企業体(かしの木台ハイツ) 青木建設(株)、(株)宮本工務店、(株)松尾工務店、 大林組(しいの木台ハイツ)
	4	緑園都市四季の径	(事業主)中川第1土地区画整理組合 (設計者)相模鉄道(株) (施工者)相鉄建設(株)
	5	マイカル本牧	(事業主)(株)ニチイ (設計者)大成建設(株) (施工者)大成・清水・奥村・西武・関建設共同企業体

	6	聘珍楼	(事業主)(株)聘珍楼 (設計者)(株)丹青社 (施工者)大成・丹青社建設共同企業体
	7	横浜市開港記念会館	(事業主)横浜市 (設計者)城千代子(図面寄贈者) (施工者)清水建設(株)横浜支店
	8	横浜マリタイムミュージアム、 帆船日本丸	(事業主)横浜市 (設計者)三菱地所(株) (施工者)大成・大林・フジタ・山岸・馬淵建設共同企業体
	9	色彩復元した氷川丸	(事業主)氷川丸マリンタワー(株)
	10	磯子アベニュー	(事業主)横浜市 (設計者)(株)象設計集団 (施工者)(株)加藤組、小原建設(株)、寿建設(株)
第4回 H3年度	1	寺家ふるさと村 ささぶねの道 御影橋	(事業主)寺家ふるさと村体験農業振興組合、横浜市
	2	図研本社・中央研究所	(事業主)住宅・都市整備公団港北開発局、(株)図研 (設計者)(株)エキープ・エスパス、(株)千代田コンサルタント、 (株)協和コンサルタント (施工者)(株)富士植木、藤造園建設(株)、伊藤組土建(株)東京支店、 竹中工務店横浜支店
	3	キリン横浜ピアビレッジ	(事業主)キリンビール(株)横浜工場 (設計者)三菱地所(株)、(株)トーキョーインテリア (施工者)(株)相鉄建設、(株)奈良建設、大成・清水・奈良・相鉄建設共同 企業体、鹿島・大林・竹中・東急建設共同企業体
	4	横浜ビジネスパーク	(事業主)野村不動産(株) (設計者)横浜ビジネスパーク設計室(野村不動産一級建築士事務所・大林 組東京本社一級建築士事務所)、マリオ・ペリーニ (施工者)(株)大林組東京本社、(株)熊谷組横浜支店
	5	霧笛橋 神奈川近代文学館	(事業主)神奈川県県民部、横浜市 (設計者)(株)浦辺設計、セントラルコンサルタント(株) (施工者)清水建設(株)横浜支店
	6	東急ドエル桜台コートビレッジ	(事業主)東京急行電鉄(株) (設計者)(株)内井昭蔵建築設計事務所 (施工者)東急建設(株)
	7	マルタン本社ビル	(事業主)マルタン(株) (設計者)(株)磯崎新アトリエ (施工者)(株)大林組横浜支店
	8	横浜関帝廟	(事業主)横浜関帝廟建設委員会 (設計者)RA建築設計(有) (施工者)清水建設(株)横浜支店
	9	カトリック山手教会	(事業主)カトリック山手教会 (設計者)(株)東京ソイルサーチ (施工者)(株)関工務店
	10	市ヶ尾彫刻のフロムナード	(事業主)(財)日本宝くじ協会、横浜市 (設計者)(株)環境デザイン研究所、(株)伊藤造園設計事務所 (施工者)フジタ・三橋・日舗建設共同企業体、横浜庭苑(株)、(有)アート企画 ネオホドス
	11	横浜縦断カヌーフェスティバル	(事業主)神奈川県カヌー協会、横浜市カヌー協会よこはまかわをを考える会
第5回 H5年度	1	ウッドパーク金沢文庫	(事業主)興和物産株式会社 (設計者)(株)U-MAC、THE KTG GROUP,INC、(株)内藤マサヒロ建築研 究所 (施工者)清水建設(株)横浜支店、三井ホーム(株)、小田急電鉄(株)グリーン 事業部
	2	アルテ横浜	(事業主)住宅・都市整備公団関東支社 (設計者)住宅・都市整備公団関東支社、マイケル・グレイヴス (施工者)鹿島・戸田・奥村建設共同企業体

	3	パシフィコ横浜・ホテル棟	(事業主)(株)横浜国際平和会議場 (設計者)(株)日建設計 (施工者)パシフィコ横浜会議センター棟・ホテル棟建設工事共同企業体(戸田建設、飛鳥建設、鉄建建設、大日本土木、村本建設、松尾工務店、三木組、紅梅組、シャール 以上9社)
	4	横浜ランドマークタワー	(事業主)三菱地所(株) (設計者)三菱地所(株)、ヒュー・スタビンスおよびザ・スタビンス・アソシエイツ (施工者)横浜ランドマークタワー新築工事建築工事共同企業体(大成建設、清水建設、大林組、竹中工務店、鹿島建設、間組、前田建設工業、地崎工業、飛鳥建設、戸田建設東急建設、青木建設、三菱建設、フジタ工業、熊谷組、東亜建設工業、山岸建設、奈良建設、紅梅組、若葉建設、五洋建設、不動建設、増岡組、安藤建設、大豊建設、東海興業 以上26社)
	5	ホテルニューグランド	(事業主)(株)ホテルニューグランド (設計者)清水建設(株)設計本部 (施工者)清水建設(株)横浜支店
	6	フワフワ18番館	(事業主)横浜市、宗教法人カトリック横浜司教区(建物寄贈者) (設計者)(株)山手総合計画研究所 (施工者)(株)関工務店
	7	横浜山手聖公会聖堂	(事業主)宗教法人 日本聖公会横浜教区 (施工者)大谷石材協同組合
	8	東京横浜ドイツ学園	(事業主)(財)東京横浜独逸学園 (SHIFTUNG DEUTSCHE SCHULE TOKYOHAMA) (設計者)(株)竹中工務店東京本店 (施工者)(株)竹中工務店横浜支店
	9	野毛大道芸	(事業主)野毛地区街づくり会
	10	長屋門公園の園物詩	(事業主)横浜市長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会 安齊 実氏(主屋寄贈者)、大岡一子氏(長屋門寄贈者)
	11	ドックヤードガーデン	(事業主)三菱地所(株) (設計者)三菱地所(株) (施工者)横浜ランドマークタワー新築工事建築共同企業体(大成建設、清水建設、大林組、竹中工務店、鹿島建設、間組、前田建設工業、地崎工業、飛鳥建設、戸田建設、東急建設、青木建設、三菱建設、フジタ工業、熊谷組、東亜建設工業、山岸建設、奈良建設、紅梅組、若葉建設、五洋建設、不動建設、増岡組、安藤建設、大豊建設、東海興業 以上26社)
	12	横浜ベイブリッジ	(事業主)首都高速道路公団 (設計者)首都高速道路公団、(株)オリエンタルコンサルタンツ、新日本技研(株)、(有)エムアンドエムデザイン事務所、(株)石井幹子デザイン事務所 (施工者)鹿島建設・大林組・東亜建設工業建設工事共同企業体、大成建設・前田建設工業・清水建設建設工事共同企業体、三菱重工業・石川島播磨重工業・川田工業建設工事共同企業体、日本鋼管・横河橋梁製作所・住友重機械工業建設工事共同企業体
	13	三渓園	(事業主)(財)三渓園保勝会、原家 (三渓園寄贈者)
第6回 H7年度	1	横浜橋通商店街	(事業主)横浜橋通商店街協同組合 (アーケード設計・施工)(株)日本アトム (カラー舗装施工)前田道路(株)
	2	緑園都市インタージャンクション シティ	(事業主)相模鉄道(株)、畑由一氏、渋谷丈一氏、畑長治氏、松本栄作氏、畑輝彦氏、植松寿氏、斎藤義晴氏 (設計者)(株)山本理顕設計工場 (施工者)相鉄建設(株)、西松建設
	3	日本火災横浜ビル	(事業主)日本火災海上(株) (設計者)(株)日建設計 (施工者)(株)熊谷組・東急建設(株)・(株)間組・鉄建建設JV
	4	綜通横浜ビル	(事業主)綜通(株) (設計者)(株)日建設計 (施工者)鹿島・内外JV



	5	外国人墓地資料館	(事業主)(株)横浜外国人墓地 (設計者)(有)澤邊設計事務所 (施工者)大成建設(株)横浜支店	
	6	鶴見川いかだフェスティバル	(主催)鶴見区民フェスティバル実行委員会	
	7	鶴見つばさ橋	(事業主・設計)首都高速道路公団 (設計者)八千代エンジニアリング(株)、新日本技研(株)、川上元美氏 (施工者)鹿島建設・大林組・東亜建設工業JV、大成建設・前田建設工業・清水建設JV、宮地鐵工所・住友重機械工業・トビー工業JV、日本鋼管・日立造船・松尾橋梁JV	
	8	中華街の牌樓	(事業主)中華街発展会協同組合 (設計者)RA建築設計(有) (施工者)駿河建設(株)、神勝有限公司	
	9	川辺公園・帷子川フロムナード	(事業主)神奈川県土木部、東京電力(株)神奈川支店、横浜市 (設計者)(株)高橋志保彦建築設計事務所、アジア航測(株)、東電設計(株)、(株)金子建築設計 (施工者)岳南建興(株)、相原造園土木(株)、板津興産(株)、(株)三澤工務店、清水建設(株)横浜支店、松尾・日本鋼管工事・石井JV、常盤造園(株)	
	10	根岸森林公園	(所有者)横浜市	
	第7回 H9年度	1	日吉駅東西自由通路と 緑杏並木	(事業主)東京急行電鉄(株)(自由通路)、慶應義塾(銀杏並木) (設計者)(株)東急設計コンサルタント(自由通路) (施工者)東急建設(株)(自由通路)
		2	東京電力横浜火力発電所 ツインタワー	(事業主)東京電力(株)横浜火力発電所 (設計者)東電設計(株)、(株)石井幹子デザイン事務所(ライトアップ) (施工者)大林・株木JV、飛鳥・白石JV、(株)関電工(ライトアップ)
		3	クイーンズスクエア横浜	(事業主)T・R・Y90事業者組合、住宅・都市整備公団、日揮(株) (設計者)(株)日建設計 (施工者)T・R・Y90工区JV、三菱地所工区建築工事JV
		4	山手資料館	(事業主)(株)勝烈庵、中澤裕一(建物旧所有者) (施工者)(株)関工務店(移築)、(株)持田建設(修復)
5		サカタのタネ本社ビルと仲町台 地区センター	(サカタのタネ本社ビル) (事業主)(株)サカタのタネ (設計者)(株)日本設計 (施工者)戸田建設(株) (仲町台地区センター) (事業主)横浜市 (設計者)(有)ワークステーション (施工者)(株)サンゴ	
6		汽車道	(事業主)横浜市 (設計者)(株)トーニチコンサルタント、大日本コンサルタント(株) (施工者)田澤・相原造園JV、(株)三橋緑化興業、リバーsteel(株)、田野井造園(株)	
7		山手イタリア山庭園と外交官の 家	(事業主)横浜市 (事業協力者)宮入久子(建物旧所有者) (設計者)(財)文化財建造物保存技術協会、(株)山手総合計画研究所、(株)アトリエ福 (施工者)(株)竹中工務店、生駒造園土木(株)、(株)サカタのタネ	
8		ゆめおおおか・アートプロジェクト	(事業主)ゆめおおおか・アートプロジェクト実行委員会 (アートプロデューサー)南條史生	
9		舞岡公園と旧金子家住宅	(事業主)横浜市 (事業協力者)金子健市(建物旧所有者) (設計者)(株)農村・都市計画研究所、グランド・アート(株) (施工者)生駒・大橋造園JV、(株)黒崎工務店、(株)サカタのタネ、(株)田澤園	
10		和泉川・東山の水辺	(事業主)横浜市 (設計者)(株)農村・都市計画研究所 (施工者)(株)坂本興業、奈雲建設(株)、東都造園(株)、親和興業(株)、石山造園(株)	

## 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

### (目的)

第1条 横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動、まちなみを構成する建築物等を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

### (賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、まちづくり活動部門について実施する。

まちなみ景観部門の顕彰対象は、地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等とする。

まちづくり活動部門の顕彰対象は、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動とする。

### (募集)

第3条 顕彰対象は、原則として横浜市民から募集するものとする。

### (審査選考)

第4条 顕彰対象の審査選考は、横浜市都市美対策審議会が行う。

### (顕彰対象の決定)

第5条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会の選考に基づき、市長が決定する。

### (表彰)

第6条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

### (主催等)

第7条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行うことができる。

### (建設大臣への推薦)

第8条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、建設大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

### (その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が別に定める。

### 付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

## 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成11年10月25日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (募集)

第2条 顕彰対象を応募又は推薦することができる横浜市民は、横浜市内に在住、在勤、在学するものとする。

### (選考の原則)

第3条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次については顕彰対象から除外する。

- (1) 過去において、横浜まちなみ景観賞、横浜まちづくり功労者賞を受賞したもの。
- (2) 法令、例規等に違反しているもの。
- (3) 顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの。

### (選考基準)

第4条 まちなみ景観部門の顕彰対象は、次の各号のいずれかに該当するまちなみ、建築物、工作物等とする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの。
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの。
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの。
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの。
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの。
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの。

2 まちづくり活動部門の顕彰対象は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) まちづくりを目的とした自主的で継続性のある活動で、個性と魅力あるまちづくりに具体的な成果が認められるもの。
- (2) 地域のまちづくりの基本となる公共的施設等の計画づくり又はその整備、保全を通して個性と魅力あるまちづくりに成果が認められるもの。
- (3) まちづくり協定、建築協定などのまちづくりのための協定の締結を通して個性と魅力あるまちづくりに成果が認められるもの。
- (4) まちづくりを目的とした先進的な活動に取り組んでいて、具体的な成果が認め

られるもの。

(5) その他、まちづくりの推進に顕著な成果が認められるもの。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等。
- (2) まちづくりに成果のある活動において中心的役割を果たしている個人又は団体。
- (3) その他顕彰対象に関連するもの。

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、都市計画局都市企画部都市デザイン室に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この細目は、平成11年10月25日から実施する。
- 2 次に掲げる細目は廃止する。
  - (1) 横浜まちなみ景観賞実施細目
  - (2) 横浜まちづくり功労者賞実施細目

平成20年1月21日

第1回都市美対策審議会表彰広報部会  
第2回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

合同部会

日 時：平成20年1月21日（月）

午前11時から午前11時50分まで

場 所：関内駅前第二ビル2階特別会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 各部会委員の紹介（別添1）

3 議 事

- (1) 座長の決定
- (2) 今後のスケジュールについて（別添2）
- (3) 1次選考の実施方法について（別添3）
- (4) その他

4 閉 会

<参考資料>

- 横浜まちづくり顕彰事業の推移について

■ 横浜市地域まちづくり推進委員会  
表彰部会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
委 員	またに かずえ 佐谷 和江	株式会社計画技術研究所 代表取締役 (まちづくり)	専門委員
	たかみざわ みのる 高見沢 実	横浜国立大学大学院准教授 (都市計画)	推進委員会 委員長指名 委員
	たけや やすお 竹谷 泰生	市民委員	推進委員会 委員長指名 委員
	なみき なおみ 並木 直美	株式会社並木設計 代表取締役 (ランドスケープ)	推進委員会 委員長指名 委員
	よしだ ようこ 吉田 洋子	株式会社 宅地開発研究所取締役・技術副本部長 (まちづくり)	推進委員会 委員長指名 委員

■ 横浜市都市美対策審議会  
表彰広報部会 委員名簿

	氏 名	現 職 等
委 員	かね こ しゅうじ 金子 修司	横浜商工会議所
	さいとう ひろみ 齋藤 裕美	株式会社SOHO代表取締役 (空間デザイン)
	ささき まよ 佐々木 葉	早稲田大学理工学部社会環境工学科教授
	なみき なおみ 並木 直美	株式会社並木設計代表取締役 (ランドスケープアーキテクト)
	やまざき ひろこ 山崎 洋子	作家
	やまだ ゆうこ 山田 裕子	公募市民

■ スケジュール (案)

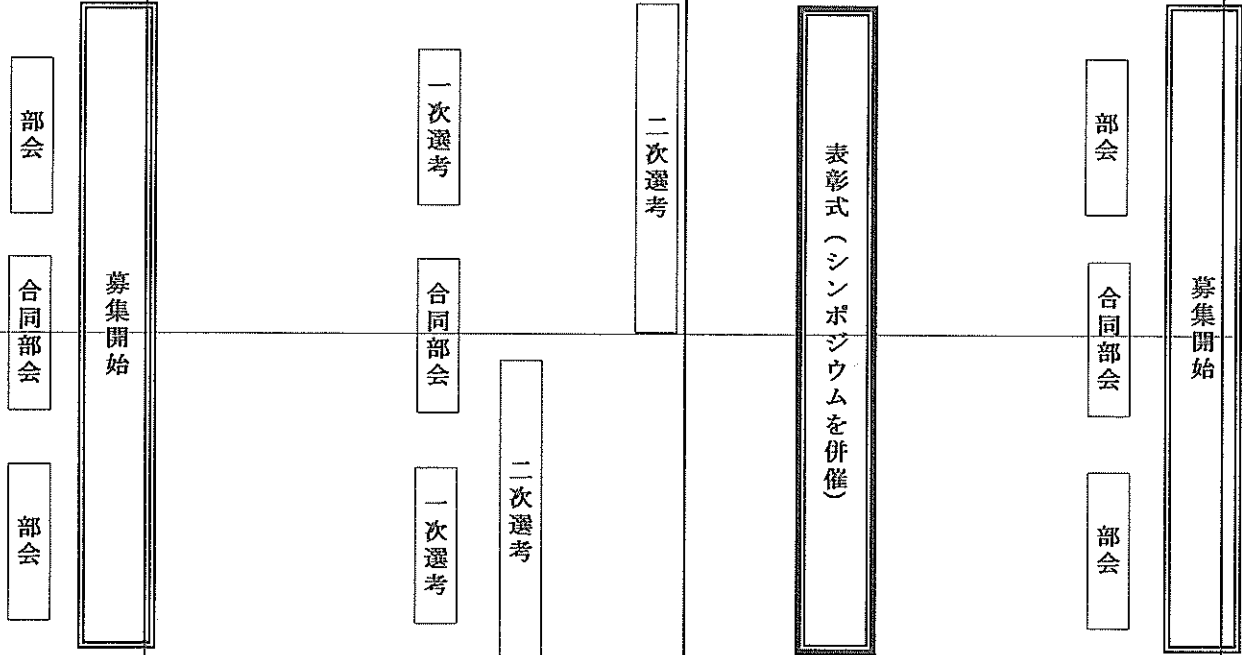
別添 2

H19 11 12 1 2 3 | H20 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 | H21 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 | H22 4 5 6 7 8 9

募集要項の検討 | 広報・募集 | 予備調査 | 本調査 | 作品集 | 募集要項の検討 | 広報・募集 | 予備調査

地域まちづくり推進委員会

都市美対策審議会



募集要項の検討 | 広報・募集 | 資格審査・調査 | 現地調査 | 募集要項の検討 | 広報・募集 | 資格審査・調査

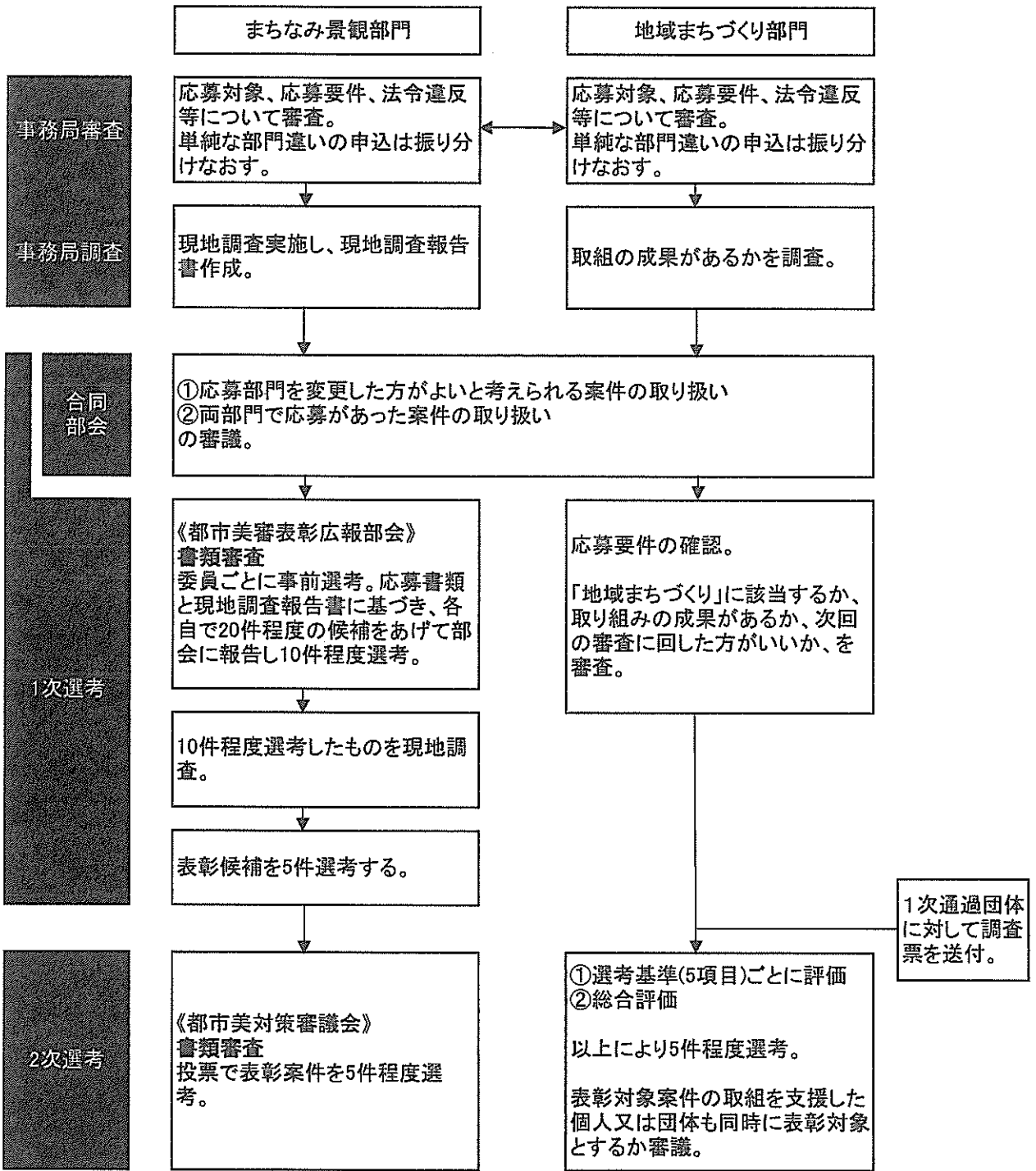
▲ 推進委員会委員交代  
▲ 都市美審議会委員交代 ▲

## ■ 横浜・人・まち・デザイン賞について

事業名		横浜・人・まち・デザイン賞（「第4回～」として再開）	
目的		● 地域の個性を生かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる取組、まちなみを構成する建築物等を顕彰し、もってまちづくりの推進に寄与することを目的とします。	
経過		● 昭和60年度から実施していた「横浜まちなみ景観賞」と「横浜まちづくり功労賞」の2つの表彰制度を平成11年度に「横浜まちづくり顕彰事業」として統合し、「横浜・人・まち・デザイン賞（まちなみ景観部門、まちづくり活動部門）」という名称で隔年の募集により3回実施してきました。両部門の根拠となる条例の策定に伴い募集を休止していましたが、条例の制定を受けて、5年ぶりに再開することとなりました。	
部門	まちなみ景観部門	地域まちづくり部門（旧 まちづくり活動部門）	
根拠法令	● 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第17条 市長は、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる	● 横浜市地域まちづくり推進条例第15条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。	
対象	● 周辺の建築物や歴史的景観、自然環境、緑地等、地域の個性と魅力を創り出している「まちなみ」、「建築物」又は「工作物」 ● 表彰は、応募対象に関係する事業者、設計者又は施工者等に対して行います。	● 地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する「地域まちづくり」【地域まちづくり推進条例第2条第1項】 (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。 ● 応募案件を支援した個人又は団体も同時に表彰できることとします。	
応募要件	● 横浜市内の「まちなみ」 ● 横浜市内に存する建築物又は工作物で、築造後概ね10年以内のもの ● 過去に「横浜まちなみ景観賞」、「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜・人・まち・デザイン賞」で表彰されたものは対象外とします。	● 横浜市内における「地域まちづくり」活動の主体である団体であること。 ● おおむね3年以上の取組実績があること。	
応募方法等	● 記載事項 「まちなみ」、「建築物」、「工作物」又は「個人、団体等」の名称、所在地、応募・推薦理由、付近の見取り図 ● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募 ● 自薦、他薦は不問	● 記載事項 活動団体名、応募・推薦理由、連絡先、活動概要 ● 複数の応募も可	
選考基準	① 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの ② まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの ③ 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの ④ 横浜らしさの演出に寄与しているもの ⑤ 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取組が調和しているもの ⑥ その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの	① 公共性（地域社会への貢献） ② 積極性 ③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携 ④ 創意工夫 ⑤ 今後の活動の継続性・発展性	
選考方法 (非公開)	1次選考	● 次の点について、都市美対策審議会表彰広報部会及び地域まちづくり推進委員会表彰部会が合同で審議します。 ① 応募部門を変更した方がいいと考えられる案件の取扱い ② 両部門で応募があった案件の取扱い ● 選考委員は、部会委員及び書記(1名)とします。 ● 選考委員は、応募書類と現地調査結果報告書に基づき、各自で20件程度の候補を挙げて部会に報告し、10件程度選考します。選考したものを現地調査し、審議会へ提案します。	
	2次選考 (非公開)	● 都市美対策審議会委員で、表彰案件を5件程度選考します。 ● 応募要件を満たしているか確認します。 ● ①明らかに「地域まちづくり」に該当しない案件があるか、②明らかに取組の成果がない案件があるか、③次回応募していただいた方がいいと考えられる案件があるかを審議します。 ※ 1次選考を通過した地域まちづくりに取り組んでいる団体には、選考に必要な内容を記載した書類を提出していただきます。 ● 表彰対象案件を5件程度選考します。 ● 表彰対象案件の取組を支援した個人又は団体も同時に表彰対象とするか審議します。	
結果の公表	● 2次選考終了後、市長による決定を経て、速やかに公表します。 ● 表彰対象案件について、各委員は講評を作成し、事務局から送付します。		
副賞	● 予算措置を含め検討中		● 賞金を検討中



# 審査選考方法のフローチャート



### 横浜まちづくり顕彰事業の推移

